

気象警報に対する対応について

対象地区 葛飾区

対応する警報 特別警報、大雪警報、大雨警報、暴風警報、洪水警報のいずれかひとつ以上

時刻① 午前 6 時 30 分

対応 対象地区で上記警報が発令されている場合、午前 9 時まで自宅待機とする。

時刻② 午前 9 時 00 分

対応 ア) 対象地区で上記警報が解除されている場合、
始業時間を午後 1 時 15 分とし、5 時限からの授業を行う。

イ) 対象地区で上記警報が発令されている場合、
終日、自宅学習とする。

○安全に対する配慮による特例

葛飾区以外に居住する生徒においては、その居住する市区部に対して上記警報が発令されている場合、通学上の安全を考え、保護者の判断により自宅待機（自宅学習）とすることができる。それにより生じた欠課あるいは欠席に対しては特別の配慮をする。（当日の連絡は不要、後日連絡でよい。）

公共交通機関の計画運休に対する対応について

対象交通機関 JR 常磐線、JR 山手線、JR 京浜東北線、京成本線、東武スカイツリー線、東京メトロ（千代田線、半蔵門線）

対応① 計画運休の終了時刻が当日の午前 8 時以前までと設定されている場合、始業時間を午後 1 時 15 分とし、5 時限からの授業を行う。

対応② 計画運休の終了時刻が当日の午前 8 時以降で設定されている場合は、終日、自宅学習とする。

○安全に対する配慮による特例

生徒が通常使用している公共交通機関が上記対象交通機関以外であり、その交通機関において計画運休が設定されている場合、通学上の安全を考え、保護者の判断により自宅待機（自宅学習）とすることができる。それにより生じた欠課あるいは欠席に対しては特別の配慮をする。（当日の連絡は不要、後日連絡でよい。）

※注：警報や計画運休に対する対応については、それぞれの家庭の事情に合わせた対応となるため、事前によく話し合っておくようにとの指導を行うようにする。